

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		駐車料金の減免
根拠法令及び条項		<p>新座市自動車駐車場条例</p> <p>第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 前2条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第9条中「市長は、」とあるのは「指定管理者は、市長が」と、前条中「市長が」とあるのは「指定管理者は、市長が」と読み替えるものとする。</p>
所管部課係名		まちづくり未来部交通政策課交通政策係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>特に必要があると認めるときに該当する場合を例示すると、次のとおりである。</p> <p>(1) 駐車場機器の故障等により自動車を動かすことができず駐車し続けたため、本来の駐車時間分を超えた駐車料金の請求となったとき。</p> <p>(2) その他市長が特に認めるとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	令和2年9月1日設定(令和 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日
	設定等年月日	令和2年9月1日設定(令和 年 月 日最終変更)